

第 9 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 9 月 6 日 (木)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第33号から第35号)
日程第4 議事(議案第37号から第39号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 1 人)

2番	山崎 良吉	3番	熊西 忠治
4番	土合 正夫	6番	山下 隆之
7番	横山 實	8番	石井 寿男
9番	前花 敏子	10番	山崎 秋夫
11番	永森 薫	12番	三島 博
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	19番	向井 隆一
20番	山谷 孝芳	21番	田中 智浩
22番	佐伯 洋作	23番	橋爪 秀夫
24番	永野 邦夫		

欠 席 委 員

1番	石庭 文男		
5番	中井 敏男	13番	大松 治雄

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第39号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主任 坂木 茂利

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第9回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「1番 石庭委員」「5番 中井委員」「13番 大松委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 山谷委員」「21番 田中委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会期の決定

議長(舟木会長)

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第33号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第34号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

1 番の さんの件についてですが、 市に住んでおられる人が
駐車場として、しかも使用貸借により転用されるようですが、譲受人と
譲渡人とはどのような関係なのか参考に教えてください。

事務局(安元)

譲受人の さんは、譲渡人である さんの娘さんです。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分いたし
ましたので、ご了知をお願いします。

（報告第 3 5 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 3 5 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、農地法第 1 8 条第 6 項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。

以上で日程第 3 を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第37号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書4ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第37号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった3案件については、すべて規模拡大を目的とする
所有権移転です。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可
要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当
と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、
許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 3 8 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 5 ページの議案第 3 8 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 3 8 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番と 2 番はいずれも農家分家住宅敷地とするための転用申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、地元の大松委員より説明をいただくところでありますが、本日は欠席ですので、代わりに事務局より説明をお願いします。

事務局(安元)

譲受人は昭和 年 月の婚姻を機に分家し、現在は妻と子、孫の 5 人で市内の住宅に暮らしております。

現在、本家には譲受人の姉 2 人と妹が暮らしており、農繁期には男手がないために、これまで苦勞をかけてきたことから、今後について兄弟で話し合った結果、譲受人が 市内にある住居を引き払い、地元地内に住居を移し、農作業を手伝うことになりました。

当初は同居も検討したそうですが、現在の家では狭いうえに敷地内には増築ができるだけのスペースもないことから、これを断念し、妹が所有する農地を譲り受けて、ここに分家住宅を建てることになりました。

今回の転用により、周辺の農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに生産組合、関係土地改良区の同意も得られております。

以上です。

議長 (舟木会長)

ひきつづき 2 番の件について、山下委員より説明をお願いします。

山下委員

借受人は現在、父親が所有する家に両親と妻、3人の子供の合計7人で暮らしております。

これまでは、子供たちも小さかったことから不自由を感じなかった現在の住まいですが、子供の成長とともに年々手狭になってきたため、当初は増築も検討したそうですが、敷地が狭いため断念し、家族で話し合った結果、将来的な両親の老後の面倒や農作業を手伝うのに便の良い、実家の向い側に位置する父親所有の農地を転用し、分家住宅を建てることになりました。

今回の転用により、周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上で、地域の委員の意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第38号の1番と2番の検討事項について説明をさせていただきます。

まず、議案第38号の1番についてですが、

農地区分は、10ha以上の一団の農地の広がりがあることから、これを第1種農地と判断します。

1種農地の転用は原則として不許可であります。集落との接続要件も満たしており、目的も農家分家住宅であることから、必要性や規模についてもやむをえないものと考えます。

つづいて、2番について説明します。

申請地の農地区分は第2種農地と判断します。

根拠として、申請地は土地改良事業等が実施されておらず、農地の広がりも周囲を民家等に挟まれた10haに満たない広がりの中にあることから、このように判断しました。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第38号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

(議案第39号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第39号 農地等の公売に係る買受適格証明書の交付についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する説明を事務局から求めます。

事務局(安元)

議案書6ページの議案第39号をご覧ください。

今回の農地の公売にかかる買受適格証明書の交付申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

【議案第39号を議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

私は、今回競売にかかっているこれらの物件について、現場の写真や売買基準価格を調べてみたんですが、かなり安い価格になっています。

今回は、市の方が買受適格証明の交付を申請されているようですが、仮にこの方が競売で落札された場合にしっかり耕作をしてもらえるのか、その点を事務局で確認はされたのですか。

事務局(安元)

申請書を受理する際、これらの農地が落札できた際には 営農に預ける予定と伺っております。

営農組合は、現在、競売にかかっているこれら農地の耕作を現所有者より請負っていますので、問題はないと思いますが。

永森委員

今の説明で 営農に預ける予定と言われましたけど、それだったらすでに契約でも交わされているの。

事務局(安元)

これから競売にかかる農地ですから、誰が落札されるかもわからない中での契約はできません。

事務局としては、あくまでも申請者に意向を確認しただけです。

永森委員

私としては、できれば地元のことをよく知っている、地元の方が落札されたほうが良いのではないかと思います。

私が危惧しているのは、他市の方が競売で農地を取得したものの、仮にいつかの時点で耕作ができなくなった場合に、耕作放棄地になったりしないかと心配なんです。

再度、事務局に伺いますが、今後、こういったケースが出てきた場合には何か歯止めって効かないものですか。

事務局(安元)

事務局が適格証明の交付について審査を行う項目については、農地の5反要件の確認、申請者が農業経営体として適正に耕作ができるかについての確認、さらには地元生産組合や営農組合の同意書と誓約書が添付されているかを確認しております。

今回の申請については、いずれの審査項目も問題はないと考えます。

永森委員

今の事務局の回答では、基準さえ満たせば良いということですが、私はそんな事務的な審査だけで良いのかなあと思うんです。

これからも、競売やなんかで市外の人が適格証明を求めて来られた時に地元の生産組合とも協力し、転作とか農道の草管理もきちんとやってもらえるよう、うちの委員会で独自の誓約書をもらうとか、何か考えていかないと。もし地元にも協力してもらえないような人なら、何故、委員会でその点を確認もしないで、適格証明を出したのかといわれ兼ねないし。

議長(舟木会長)

確かに、永森委員の言われることも解りますが、今回の場合はきちんと書類も揃っているようですし、同意書類はもちろん、事務局のほうでも、現在耕作している営農に引き続き耕作してもらうという意向は確認できていることですので、交付することについては問題ないのではないですか。

今後、このようなケースが発生した際の対応として、先ほどおっしゃられたように、委員会として、独自の誓約書を貰うなど、今後時間をかけて委員会の中で話し合っていきましょう。

永森委員

わかりました。

今日、ここでどれだけ議論をしてみても結論の出る話ではないでしょうから、会長のおっしゃるとおり今後の課題として話し合っていきませんか。

そこで、事務局にお願いですが、他市の動向について参考に調べておいてもらえませんか。

事務局(安元)

わかりました。

次回の総会までに調べておきます。

議長(舟木会長)

そのほかに、本議案に関する質問等はありませんか
(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

只今議題となっております、議案第39号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声起きる)

異議なしと認めます。

よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第39号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付についてを原案どおり適格と認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第39号については、これを許可相当と認め、県知事あてに送付することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議に当たられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第9回総会を閉会します。

(終了 午後2時47分)

総会終了後、富山県農業会議 総務課長 石黒宏治氏を講師に出張農業委員会を開催し、午後4時20分に終了した。

次回開催場所と時刻について

総会開催日 10月5日(金)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 山 谷 孝 芳

署名委員 田 中 智 浩

第9回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十四年 九月 十日
至 平成二十四年 九月二十八日